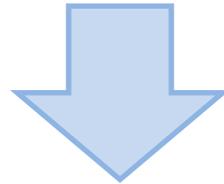


景観法に基づく景観計画の策定に関する研究

◆研究の背景・目的

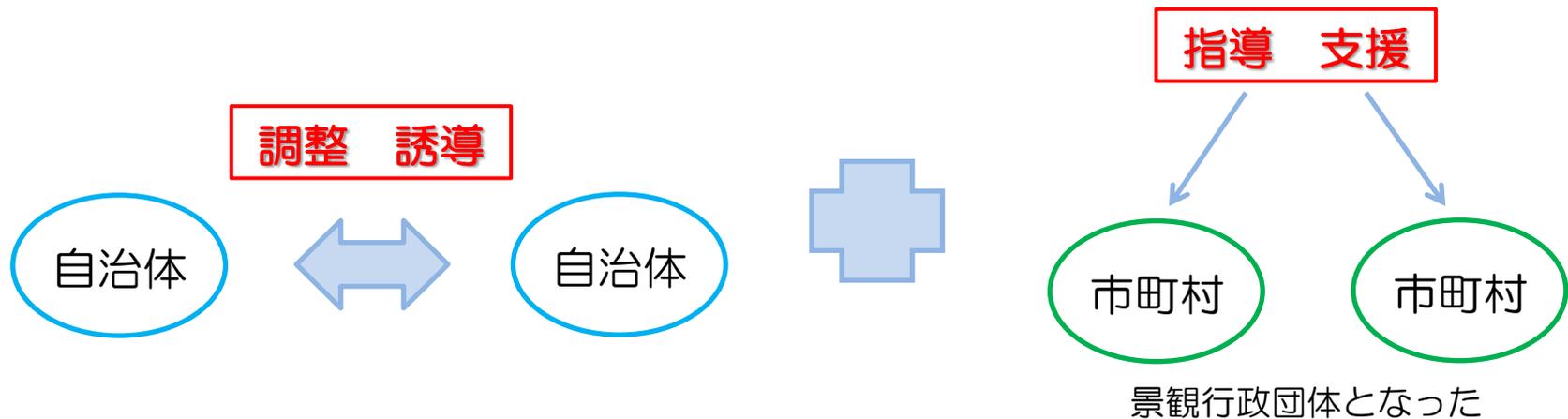
2005年6月⇒都市や農山漁村等における良好な景観の形成を促進するために**景観法**が全面施行された。



強制力を伴う景観形成が可能となり、近年では**景観行政団体**となり**景観計画**を策定する市町村が年々増加している。

◆研究の背景・目的

その結果,



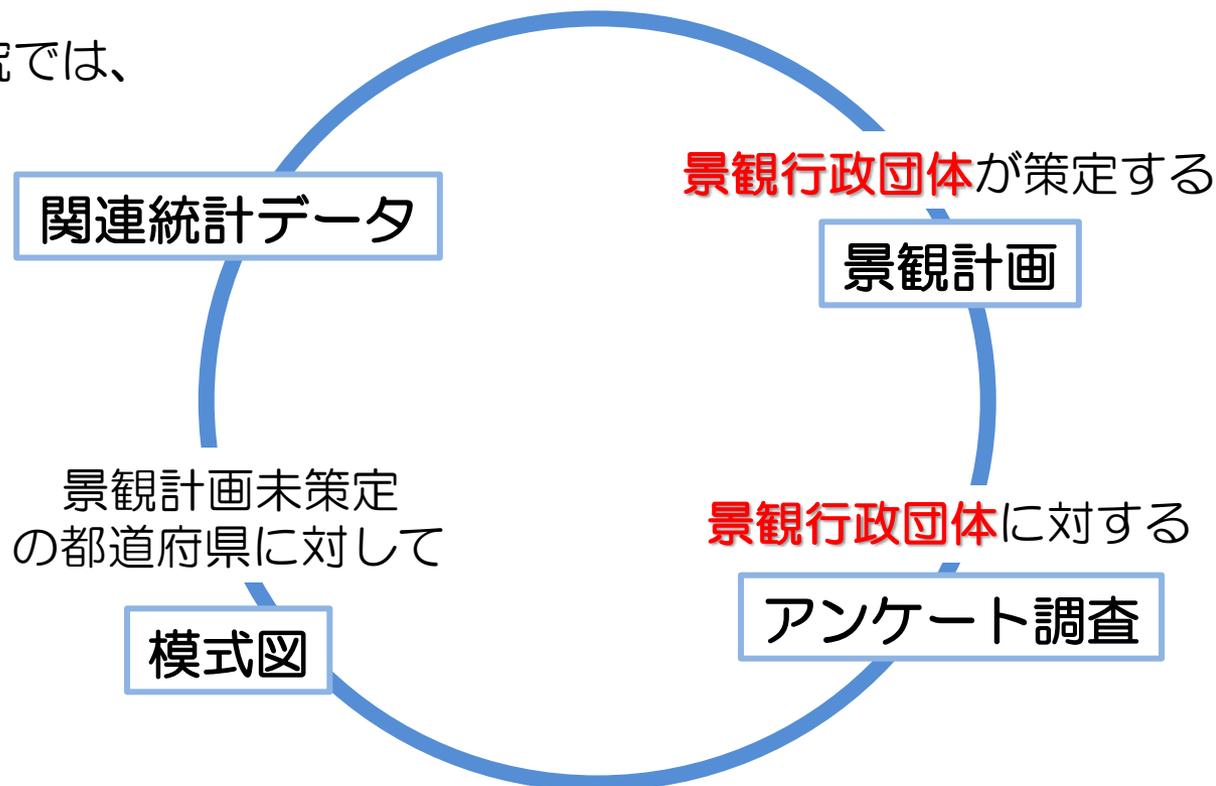
今後は

広域景観形成における
都道府県行政の役割は益々大きくなると考えられる。

⇒さらに**広域的な景観形成の方針**が重要となる。

◆研究の背景・目的

本研究では、

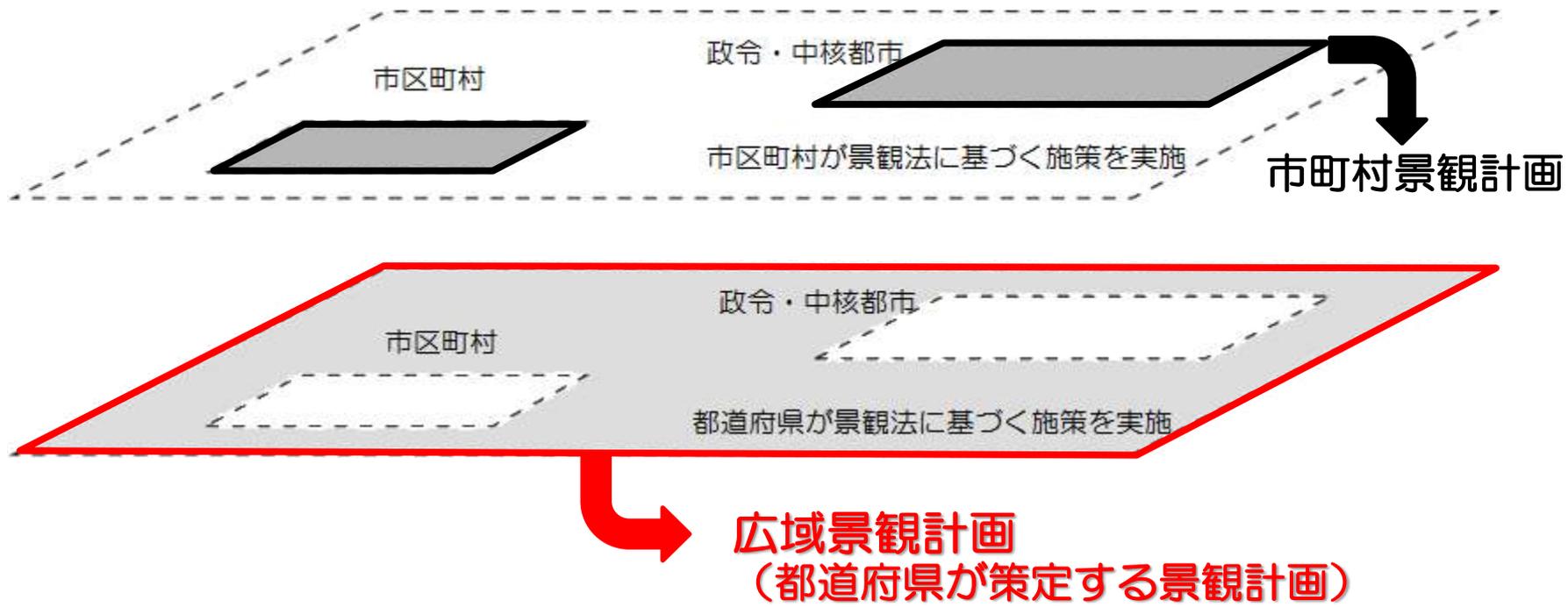


景観法の**運用手段**や
広域景観行政の現状、課題を明らかにすることを目的とする。

◆研究の背景・目的

景観行政団体

- 都道府県、政令市、中核市 ⇒ 法定景観行政団体
- 都道府県との協議を経た市町村



◆景観計画の内容

景観計画は、
景観行政団体となった自治体が「**良好な景観の形成を図る**」ために景観に関する様々な方針、及び具体的な制限事項等を一体として定める計画である。



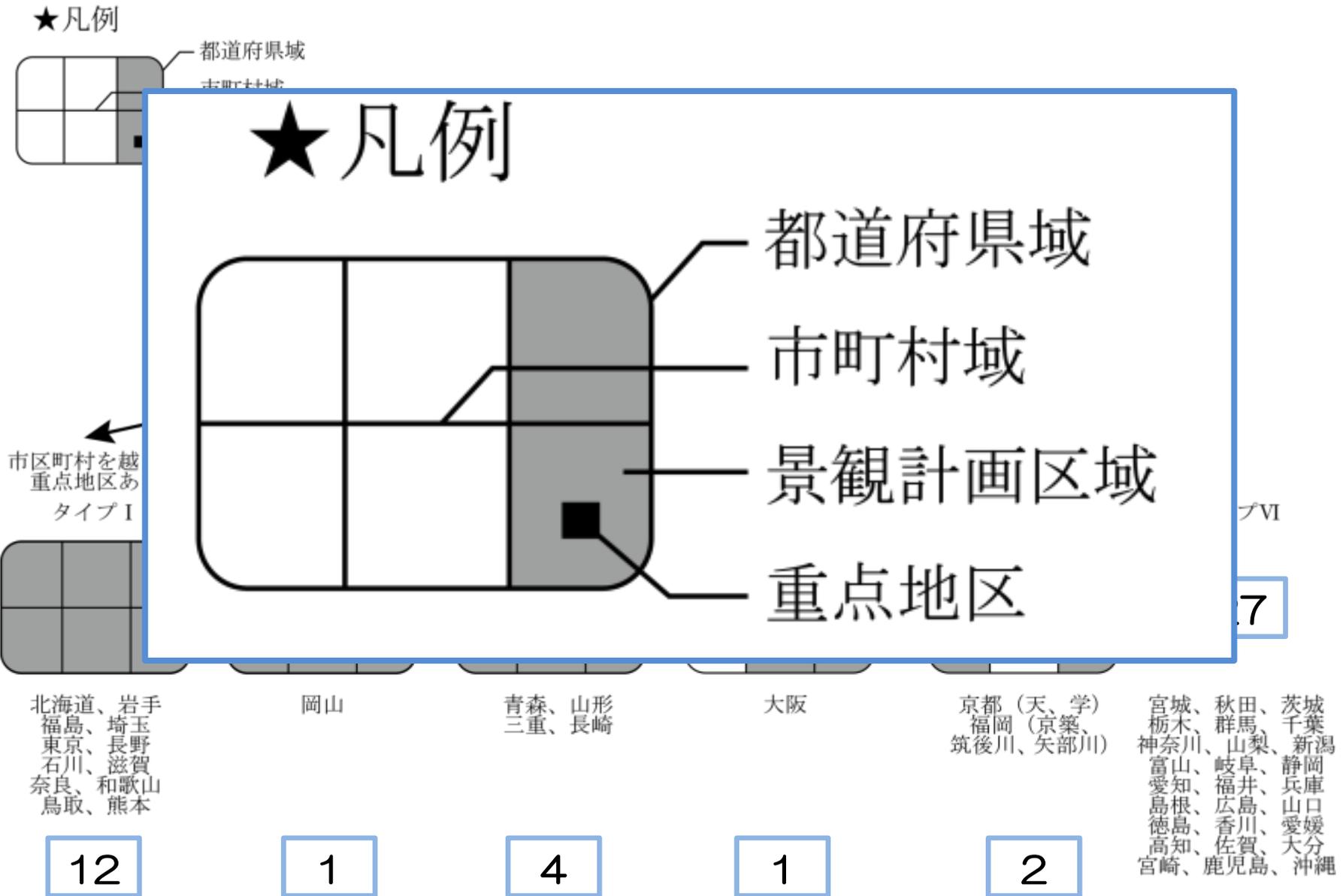
必須事項

- ①景観計画区域
- ②良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
- ③景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

本研究では、

- ①の「**景観計画区域**」と
- ②の「**届出対象行為・景観形成基準**」に着目した。

◆広域景観計画区域と重点地区の関係



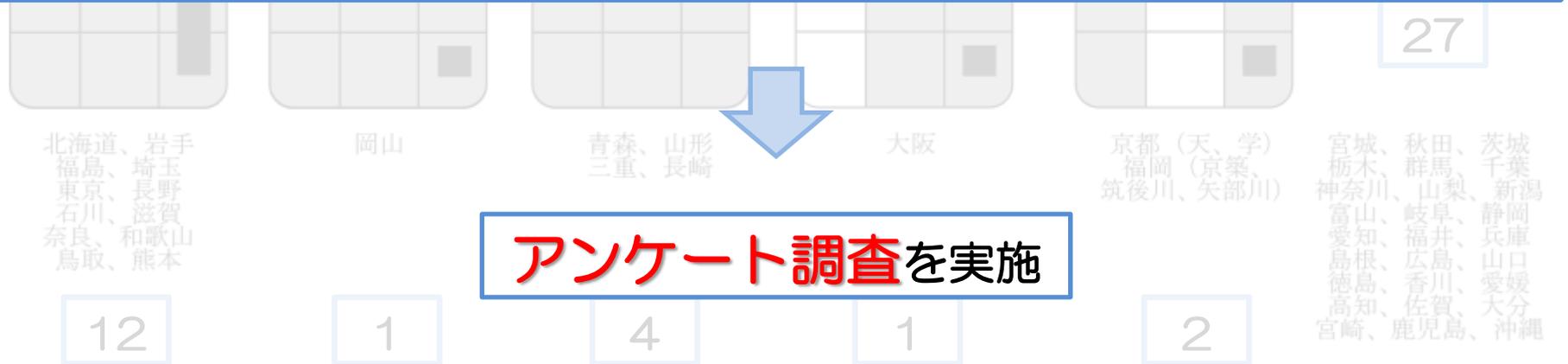
◆広域景観計画区域と重点地区の関係



景観計画を策定することだけが
良好な景観形成を助けるわけではない



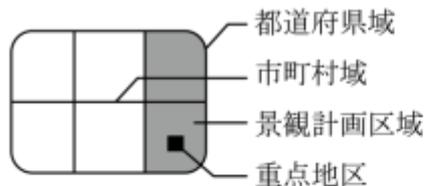
各自治体の景観行政の**体制**や
 指導・支援などの**ソフト対策**をどのように実施し、景観形成を推進して
 いるのか把握することも重要である。



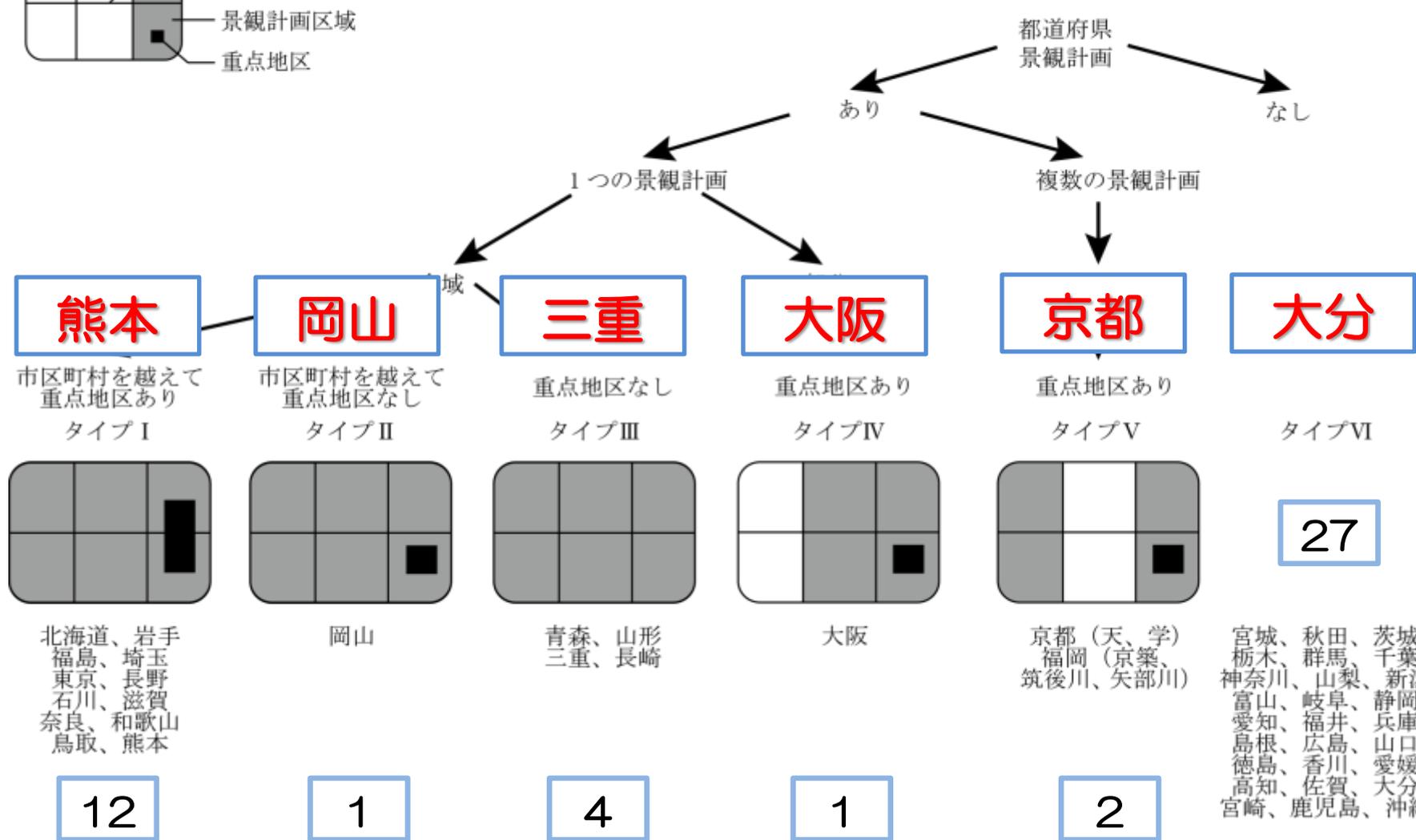
アンケート調査を実施

◆アンケート調査の概要

★凡例



人口密度・自治体数



◆アンケート調査の概要

(1) 期間

平成24年2月5日（火）～2月12日（火）

(2) 手法

都道府県に赴き、ヒアリング・アンケート調査
アンケート調査票を対象都道府県に郵送または、メールにて配票した。

- ・ 広域景観計画及び関連事項について
- ・ 都道府県・市町村における体制について
- ・ 市町村に対する景観形成に関連する支援内容について
- ・ その他の団体や住民による景観形成

項目	内容
都道府県景観計画(広域景観計画)及び関連事項について	広域景観計画の策定状況、策定または改訂の契機や理由 主要な検討項目、ガイドライン作成の有無等
都道府県における良好な景観を促進する体制について	推進する担当部署、良好な景観形成への取り組み等
市町村における良好な景観を促進する体制について	推進する担当部署、良好な景観形成への取り組み等
市町村に対する景観形成に関連する支援内容について	市町村に対する良好な景観形成への取り組み現状 市町村に対して実施してきた支援・誘導・推進対策の有無 現下の課題や問題意識等
その他の団体や住民に対する景観形成	良好な景観形成を推進する組織等の有無 広域景観計画策定以降で景観に関する取組みの有無

◆アンケート調査の結果

問題	タイプ						選択肢
	I	II	III	IV	V	VI	
1 現在の貴都道府県における広域景観計画の策定状況として、該当する番号を一つお選びください。							①未策定・策定の予定なし ②1回目の計画を策定中・検討中 ③1回目の計画を策定済み ④改訂済み(第1次) ⑤改訂中・改訂検討中(第2次)
2 現在の策定中・検討中の進捗状況について全てご記入ください。	—	—	—	—	—	—	・目標としている策定年次 ・広域景観計画の仮名称 ・進捗状況
3 策定または改訂の契機や理由について、該当する番号を全てお選びください。	④, ⑤, ⑥	⑤, ⑥, ⑧	④, ⑤	④, ⑤, ⑨	⑤	⑨	⑤, ⑨
4 広域景観計画を新規策定、または計画を見直す際に、共同調査や業務を委託した企業・団体はありますか。該当する番号を一つお選びください。	②	②	②	①	②	—	③
5 広域景観計画の策定区域を決定する上で特に重視した地区、または重要視しようとしている地区はありますか。その地区が該当する番号を全てお選びください。	②, ③, ④	④	②, ③, ④, ⑤, ⑥	②, ③, ④	②, ④	⑦	②, ④
6 広域景観計画策定や見直す際に、住民の意見を反映させるための措置はありますか。または予定していますか。該当する番号を全てお選びください。	⑥	④, ⑥, ⑦	⑥	④, ⑥, ⑦	③, ④, ⑥	⑧	③, ④, ⑥
7 広域景観計画を策定する上で検討が困難、または困難と想定される項目について、該当する番号を全てお選びください。	⑤	②, ⑤	③	②, ⑤	⑧	③	③, ④, ⑦
8 広域景観計画を運用する上で困難、または困難と想定される項目について、該当する番号を全てお選びください。	②	②	④	⑤, ⑥	⑦	⑥	⑤
9 広域景観計画策定後の定期的な計画の見直し(例:都市計画マスタープランの見直しに伴う等)の実施について該当する番号を一つお選びください。	③	②	②	④	④	④	①
10 広域景観計画を策定しない理由について、該当する番号を全てお選びください。	—	—	—	—	—	—	—

	該当する番号を一つお選びください。							④広域景観計画策定後	
12	市町村が景観計画を策定するためのガイドライン・景観基本計画等、または参考となる資料集等の名称および、作成の契機や理由について、該当する番号を全てお選びください。	—	②, ④	—	—	—	—	・ガイドライン・参考資料等の名称 ①市町村からリクエストがあったため ②都道府県が設定する基準を市町村に適切に伝えるため ③市町村行政における景観を専門とする人材の不足を補うため ④県民や事業者の景観政策に対する理解を促進するため ⑤その他	
13	広域景観計画策定以前、または現在景観形成に関する自主条例や計画を有していますか。該当する番号をお選びください。有している場合は、自主条例や計画の名称をご記入ください。(例: 屋外広告物条例等)	①	②	①	②	②	②	①有していない ②有している ・自主条例や計画の名称	
14	現在、広域景観計画の他に、県が策定する景観形成に関連する自主計画・条例を有していますか。該当する番号をお選びください。有している場合は、自主計画・条例の名称をご記入ください。(例: 屋外広告物条例等)	①	②	①	②	—	—	①有していない ②有している ・自主条例や計画の名称	
15	都道府県として、良好な景観形成を推進するために、実施している項目について該当する番号を全てお選びください。	①, ②, ④, ⑤, ⑥	①, ⑤, ⑥	①, ④, ⑤, ⑥	①, ④, ⑥	①, ④, ⑥	①	⑥	①規制・誘導(建築物の形態意匠)の方針や基準の明示 ②助成(建築物の修景やまちづくり団体の活動に関するもの) ③税制(建築物の保全に要する税制上の優遇措置等) ④支援(市民による景観まちづくりへの人的協力やノウハウの提供、ルールづくり等) ⑤街並み環境の整備や景観に配慮した公共事業の促進 ⑥景観に関する広報・啓発(勉強会等) ⑦その他
16	良好な景観形成を推進するためには、今後どのような手段が有効と考えているか[問15]の選択肢より、該当する番号を3つお選びください。	②, ④, ⑥	①, ②, ④	④, ⑤, ⑥	①, ④, ⑥	②, ④, ⑤	⑥	②, ④, ⑤	①規制・誘導(建築物の形態意匠)の方針や基準の明示 ②助成(建築物の修景やまちづくり団体の活動に関するもの) ③税制(建築物の保全に要する税制上の優遇措置等) ④支援(市民による景観まちづくりへの人的協力やノウハウの提供、ルールづくり等) ⑤街並み環境の整備や景観に配慮した公共事業の促進 ⑥景観に関する広報・啓発(勉強会等) ⑦その他
17	景観形成に関して、広域景観計画を策定又は、推進する担当部署はありますか。	①	②	②	②	②	②	②	①なし ②あり 担当部署名・担当部課、係名
18	行政職と技士(土木・建築)の人数についてお答えください。	—	2	2, 2, 4	1, 4, 5	1, 4, 5	1, 2, 3	2, 5, 7	行政職人数、技士(土木・建築)の人数、合計(名)
19	広域景観計画を策定又は、推進する担当部署における良好な景観形成の体制について、最も近い番号を一つお選びください。	—	①	②	①, ②	①	①	③	①景観形成を支援・誘導するために有識者等を含む審議会等を設置している ②他の課と協力し、横断的に取り組むための連絡会議等を設置している ③部署、事業、施策別など個別にそれぞれ対応している ④その他
20	関係する部署や取組みについて詳細にお答えください。	—	—	回答有り	回答有り	—	—	回答有り	主な取組み、または連絡会議の名称等、担当部署
21	市町村に対する良好な景観形成に関して、景観計画を策定、または推進する体制はありますか。	③	②	②	②	②	③	②	①なし ②[問17]と同じ ③あり 担当部署名・担当部課、係名
22	行政職と技士(土木・建築)の人数についてお答えください。	5, 0, 5	—	—	—	—	×	2, 5, 7	行政職人数、技士(土木・建築)の人数、合計(名)
23	市町村に対する良好な景観形成への取り組みについて、該当する番号を一つお選びください。	②	②	④	③	⑤	×	②	①基本的には都道府県としての広域にかかわる景観形成等に関する方針は持たず、市町村の自主性に任せている ②基本的には都道府県としての広域にかかわる景観形成等に関する方針は持たないが、市町村の支援しつつ、自主性に任せている ③都道府県として積極的に広域にかかわる景観形成に注力しつつ、市町村の自主性に任せている ④都道府県として積極的に広域にかかわる景観形成に注力しつつ、市町村を支援しながら自主性に任せている ⑤その他
24	市町村に対して支援している対象について、該当する番号を一つお選びください。	①	①	③	①	③	×	③	①主に景観行政団体とならない市町村の指導・支援をしている ②主に景観行政団体となった市町村の指導・支援をしている ③景観行政団体であるかに依らず、市町村の指導・支援をしている ④その他
25	良好な景観形成を実現するために市町村に対して実施してきた支援・誘導・推進対策がある場合、全てお選びください。	②, ③, ④, ⑤	④, ⑤	②, ⑤	⑤	②, ⑤	×	②, ③, ⑤	①なし ②景観アドバイザー等の派遣(学識有識者、各分野の専門家等) ③国の制度を利用した補助事業の実施 ④都道府県独自の景観形成に寄与する整備事業への補助 ⑤講演会や勉強会の実施等 ⑥その他
26	その他に都道府県における良好な景観形成を進める上での現下の課題や問題意識等があれば、お答えください。	回答有り	×	×	×	回答有り	×	回答有り	課題や問題意識等
27	良好な景観形成を推進する組織等の有無について全てお選びください。	④, ⑤	④	③, ④, ⑤	⑥	③, ⑤, ⑥	×	③, ④	①組織なし ②把握していない ③法人団体 ④公益法人(学会や建築士会等) ⑤住民組織(自治会や地域まちづくり団体等) ⑥その他
28	[問27]でお答えした組織について、景観に関する取組み(例: 勉強会、住民提案制度等)を実施した事例があればご記入ください。その際、[問27]でお答えして頂いた選択肢番号と組織名が一致するように、ご記入ください。	—	④	③, ④, ⑤	⑥	③, ⑤, ⑥	×	④	番号、組織名、取組み

◆アンケート調査の結果

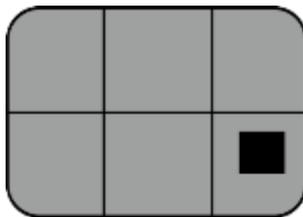
広域景観計画を策定する上で検討が困難、または困難と想定される項目について

全タイプで

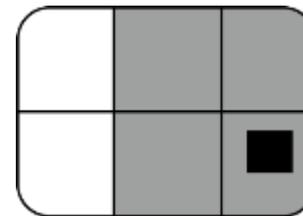
- ・景観形成の具体的な**目標像**、**方針**の設定

また、

(タイプⅡ：岡山県)



(タイプⅣ：大阪府)



- ・対象とする**範囲の決定**や**区域割り**
- ・対象地域における**意見収集**

◆アンケート調査の結果

都道府県として、良好な景観形成を推進するために、実施している項目について

問題	タイプ						選択肢
	I	II	III	IV	V	VI	
① ⑥ ②,							
① ⑥ ②,	⑥	⑥	⑥	⑥	①, ⑥	⑥	⑥



- 景観に関する**広報・啓発**（勉強会等）

◆アンケート調査の結果

都道府県として、良好な景観形成を推進するために、実施している項目について

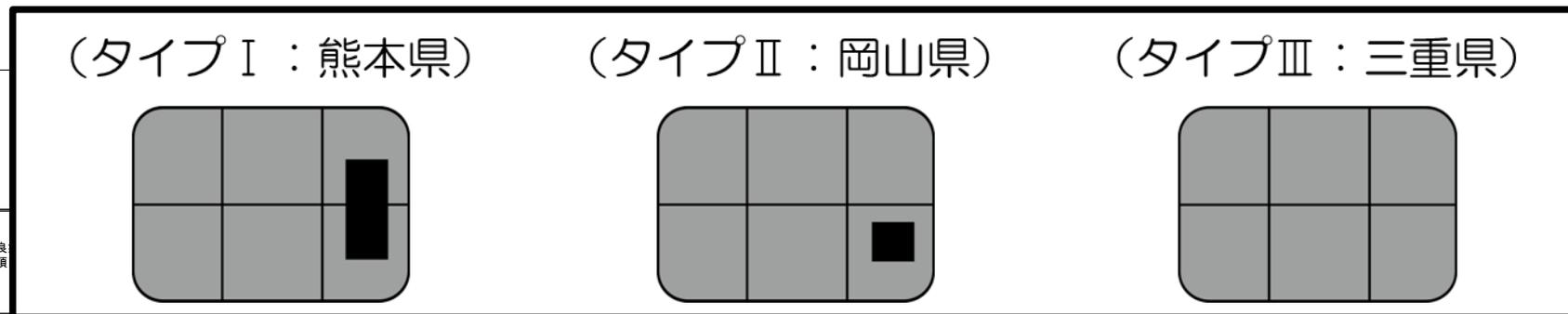
問題	タイプ						選択肢
	I	II	III	IV	V	VI	
① ①	①	①	①	①	①	①	⑥



- **規制・誘導**（建築物の形態意匠）の**方針**や**基準**の明示

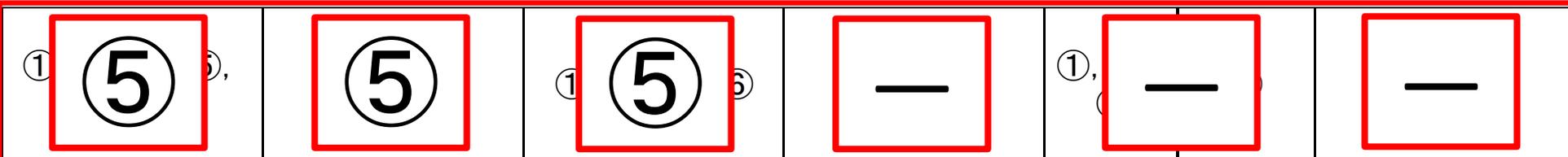
◆アンケート調査の結果

都道府県として、良好な景観形成を推進するために、実施している項目について



都道府県として、良
15に、実施している項
てお選びください。

ルールづくり等)



- 街並み環境の整備や景観に配慮した公共事業の促進

◆都道府県における景観形成とその地域の把握

タイプⅠ～Ⅴに対して

⇒**景観計画**と**アンケート調査**により

都道府県がどのようにして**良好な景観形成を推進している**のかを把握した。

しかし、

タイプⅥに対しては、アンケート調査のみの調査である。

そこで、

景観計画未策定の都道府県については

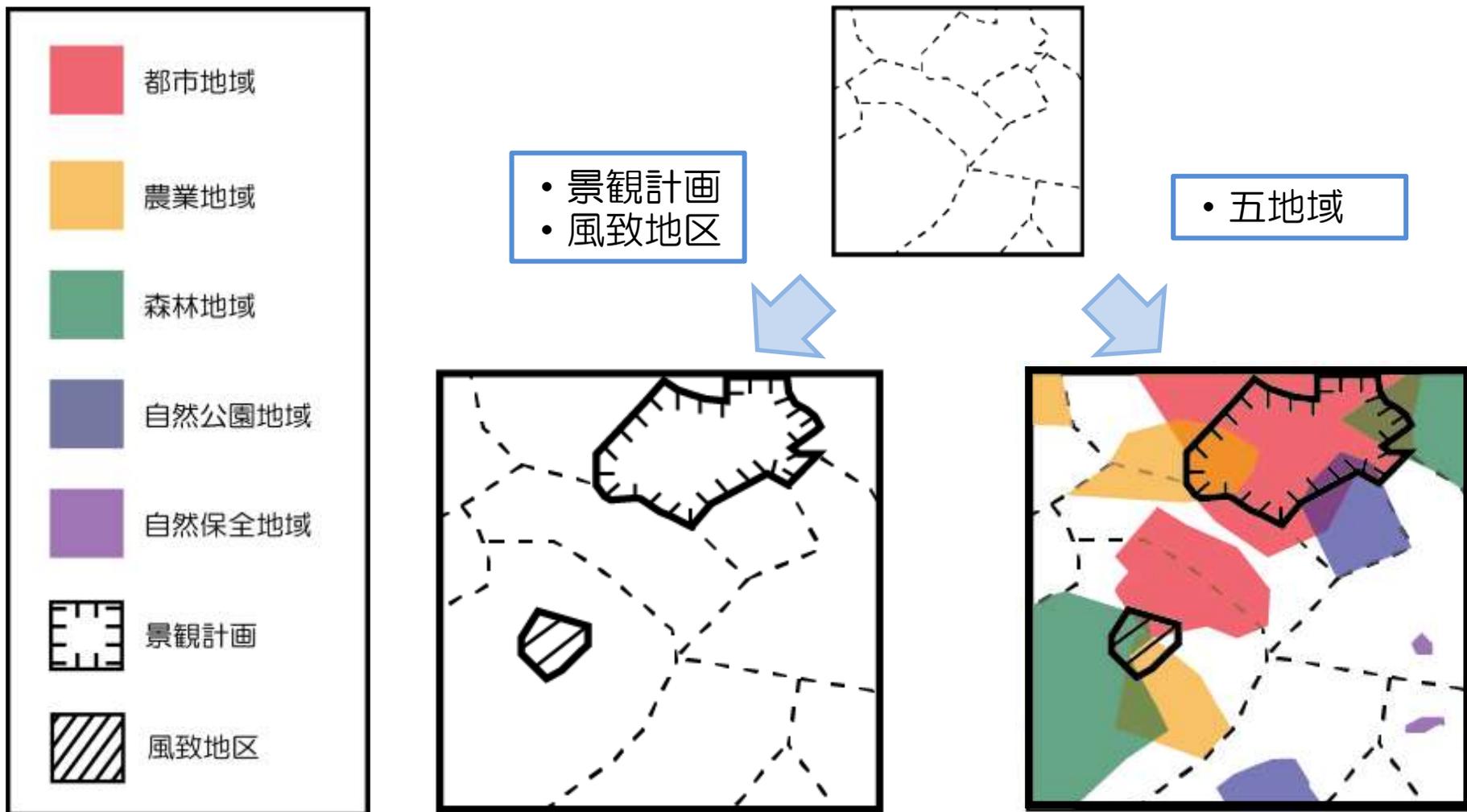


都道府県が実施している**景観に関する制度**とその**適用範囲**について**模式図**を作成し、整理した。

◆都道府県における景観形成とその地域の把握

模式図の作図方法

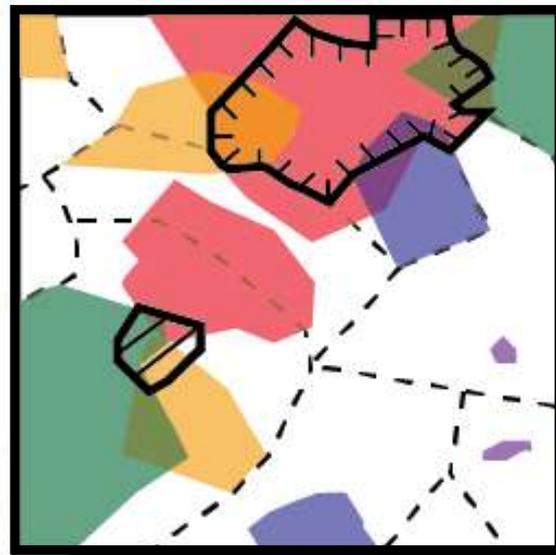
1.土地利用基本計画図における**五地域**と**制度**の適用範囲の把握



◆都道府県における景観形成とその地域の把握

模式図の作図方法

2. 制度の適用範囲と五地域のパターンを抽出する。



• 景観計画

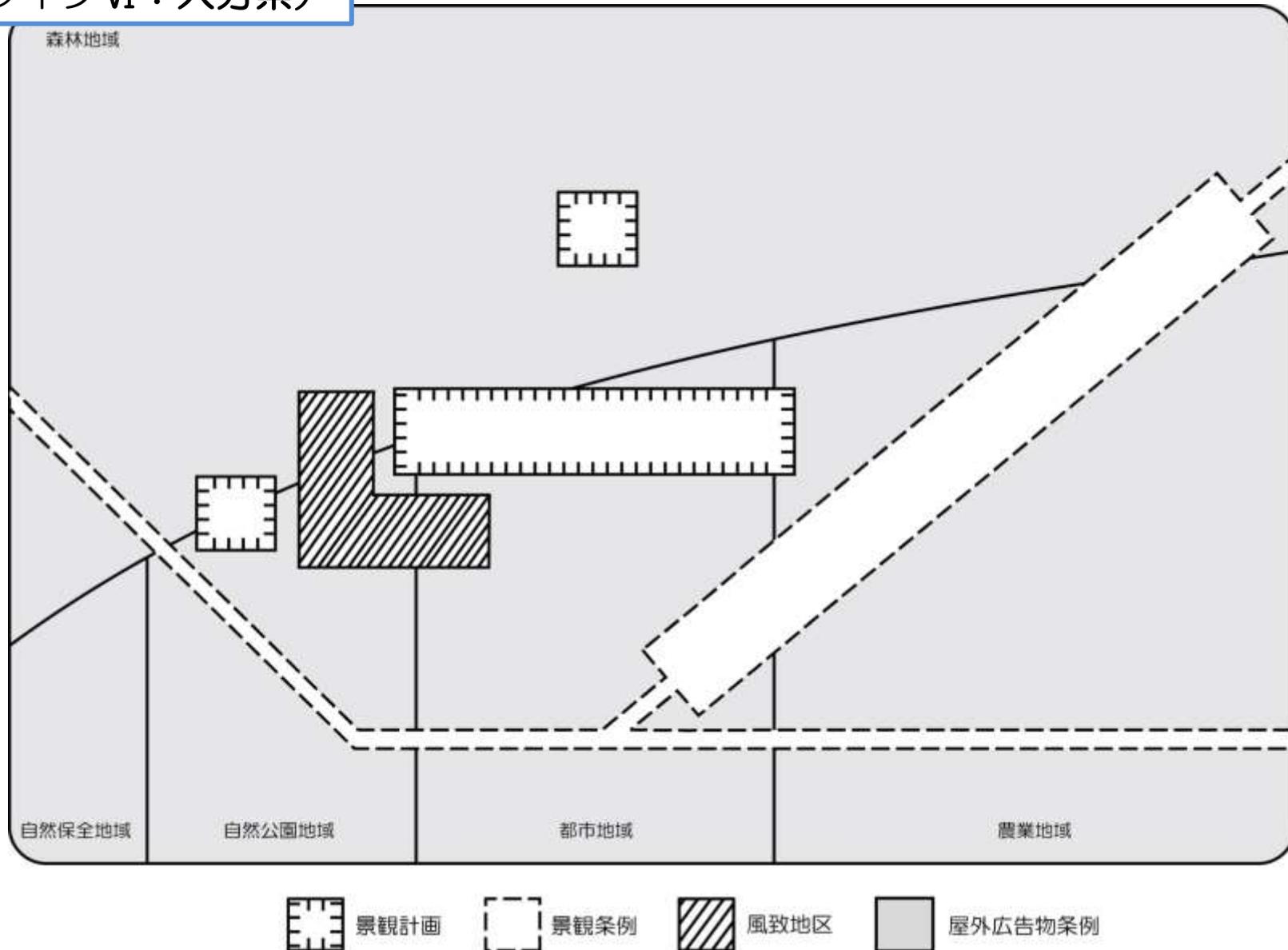
都市地域, 農業地域
森林地域, 自然公園地域

• 風致地区

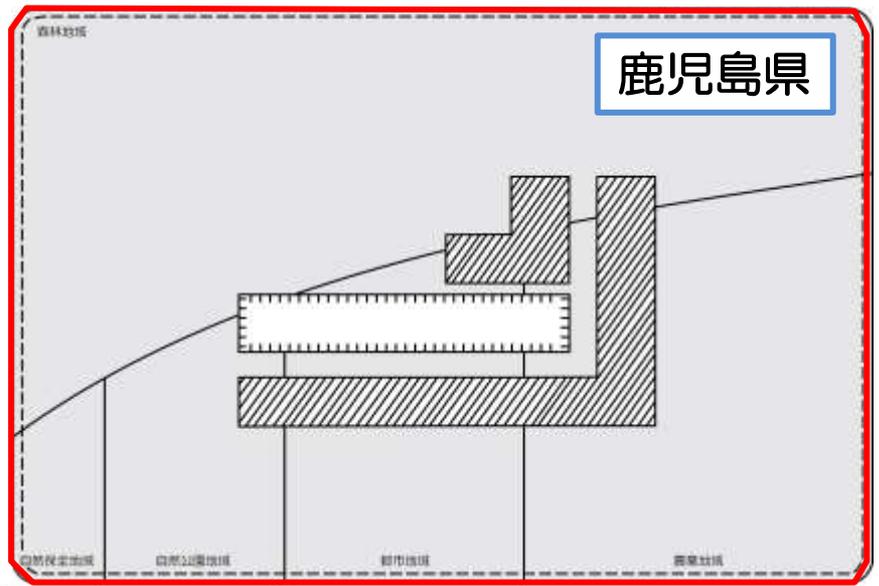
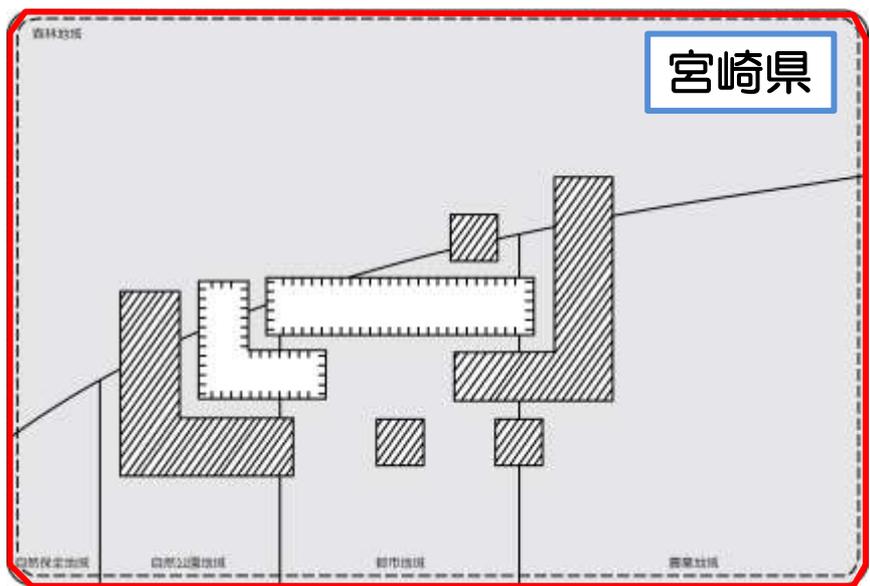
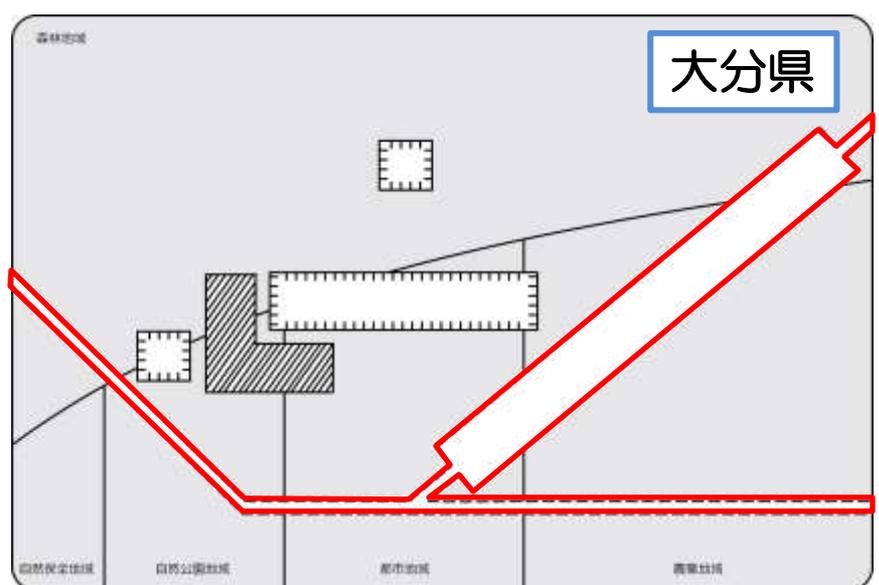
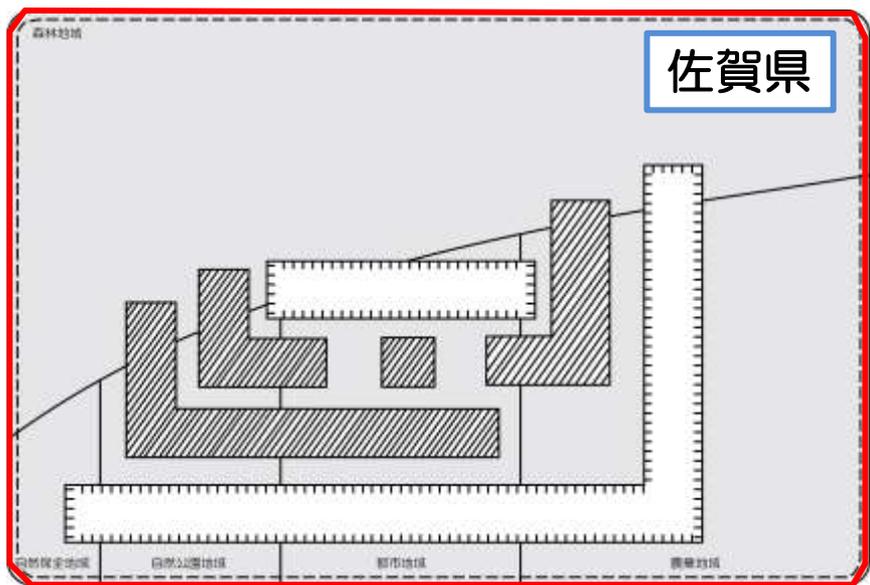
都市地域, 農業地域, 森林地域

◆都道府県における景観形成とその地域の把握

(タイプⅥ：大分県)

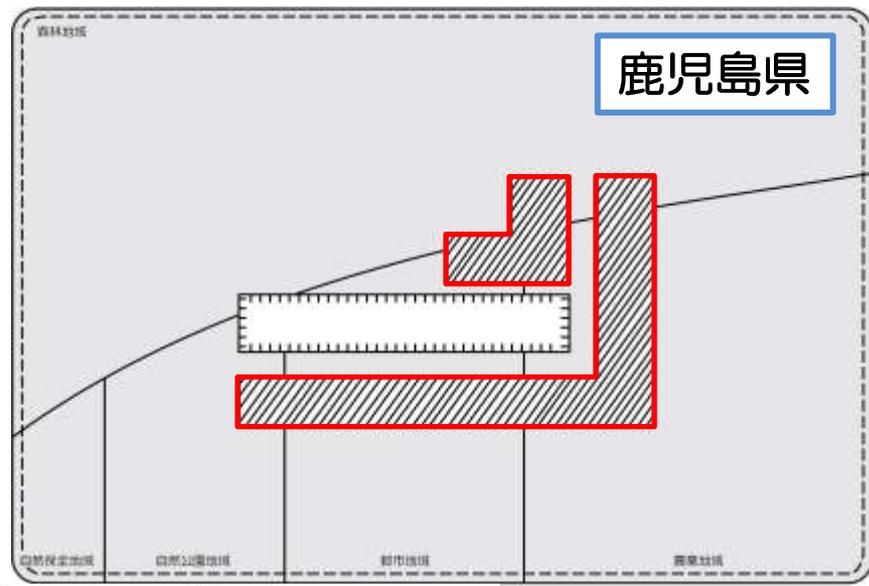
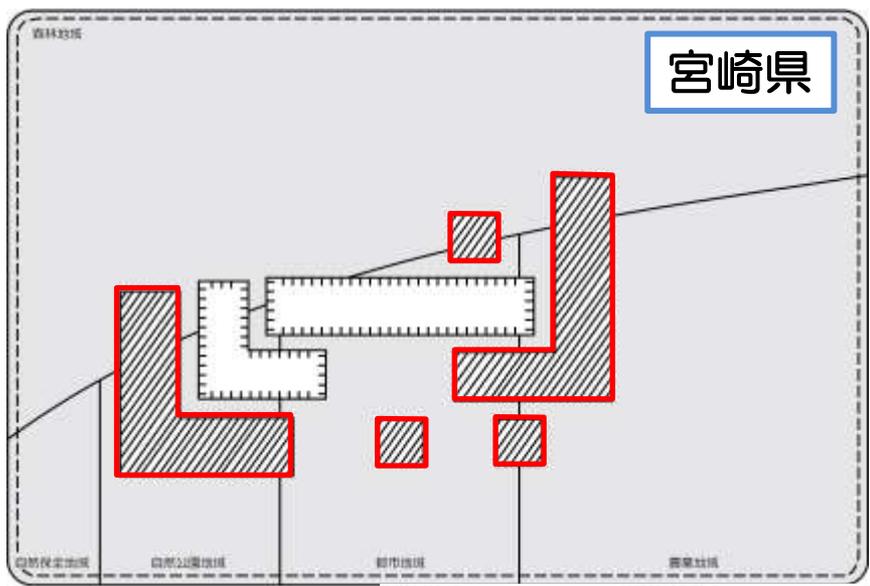
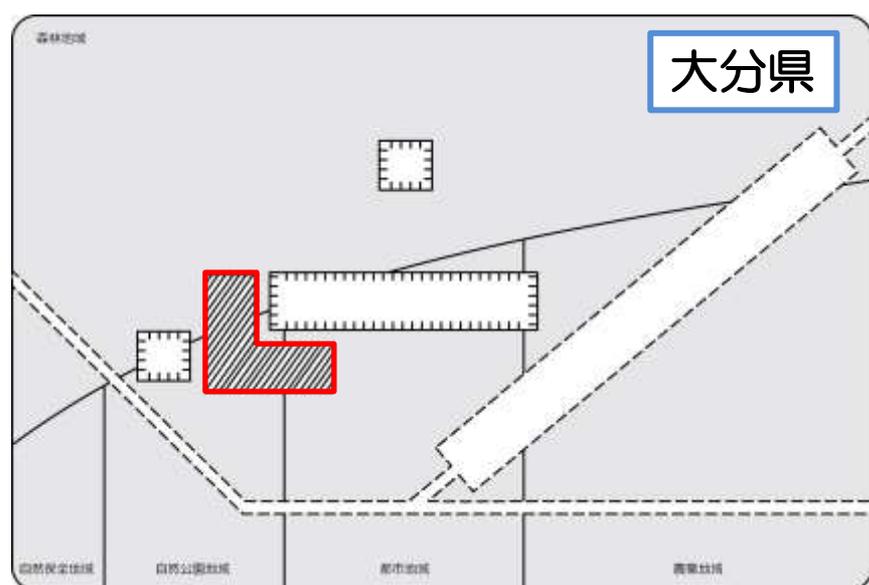
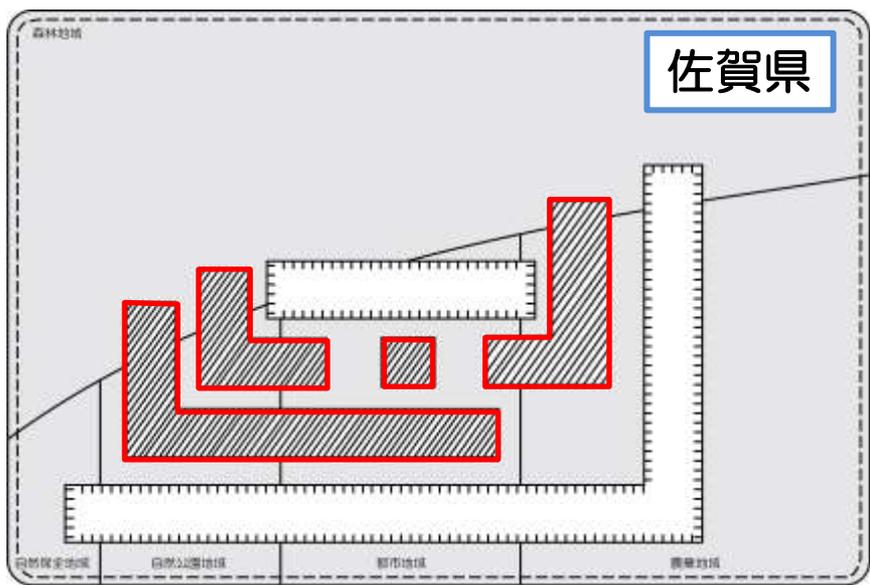


◆都道府県における景観形成とその地域の把握



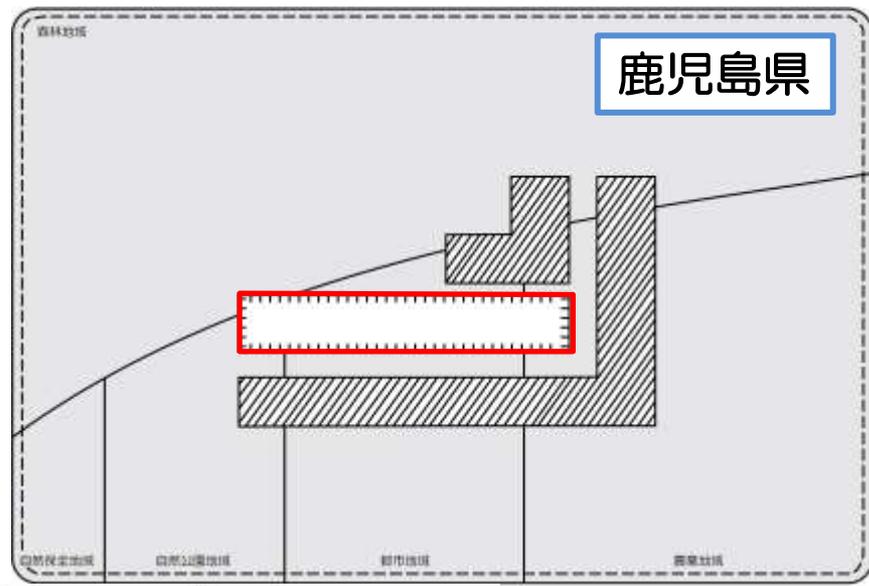
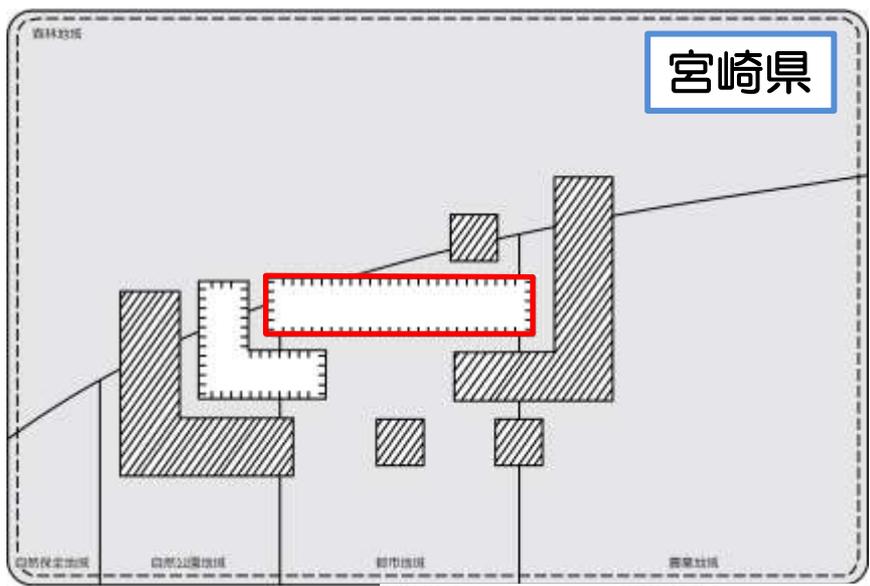
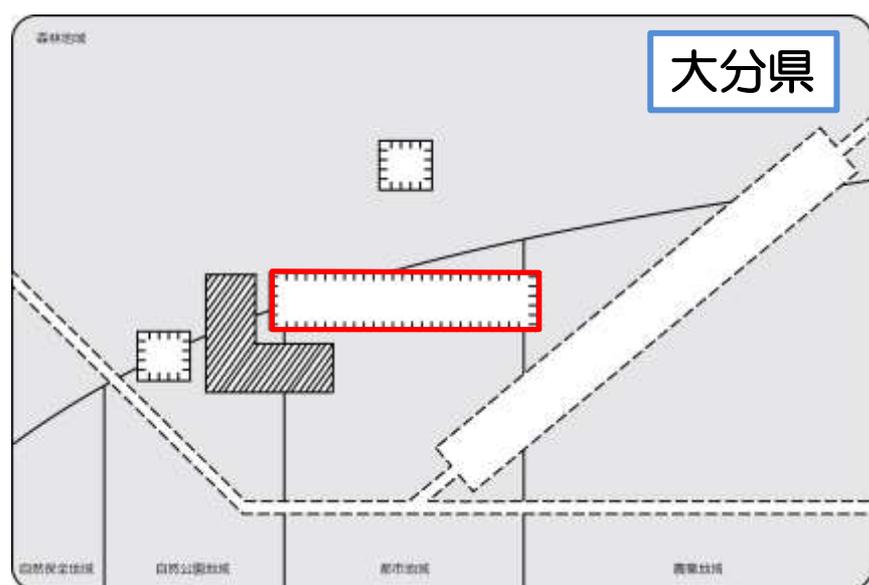
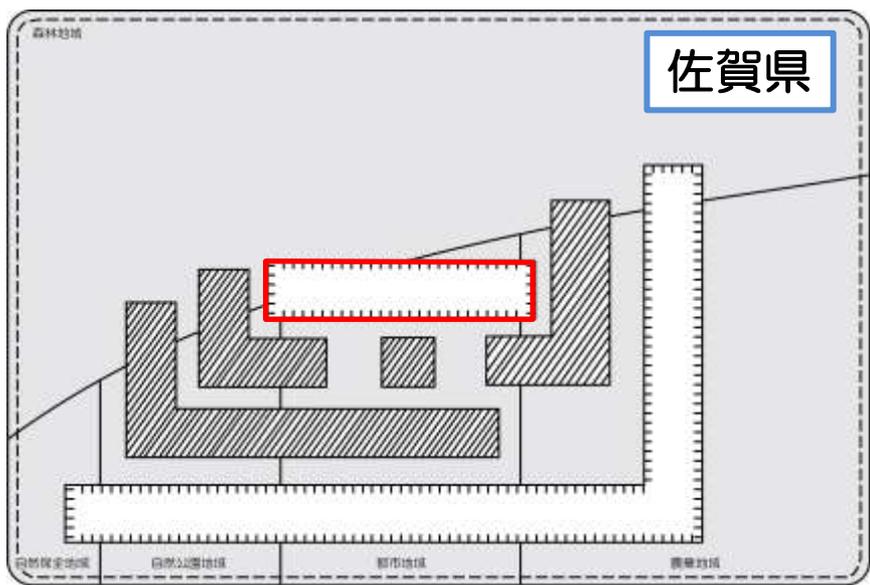
景観計画 景観条例 風致地区 屋外広告物条例

◆都道府県における景観形成とその地域の把握



景観計画 景観条例 風致地区 屋外広告物条例

◆都道府県における景観形成とその地域の把握



 景観計画
  景観条例
  風致地区
  屋外広告物条例

◆総括

景観の整備や保全の施策や事業を
アンケート調査・模式図により傾向を把握した。



• 景観計画区域と重点地区との関係より，都道府県を6タイプに分類した。

- ①困難である項目はタイプに関わらず，共通している項目が存在する。
- ②良好な景観を推進するために，実施している項目もタイプに関わらず，共通している項目が存在する。
- ③計画の策定区域により，実施している項目が異なる項目が存在する。

• タイプⅥの模式図により，風致地区は都市地域のみではなく，**その他の地域に横断的に**指定し，良好な景観形成を推進していることを把握した。

◆総括

今後の課題

- 全都道府県に対してもアンケート調査を実施し、**全国的な傾向**を把握する必要がある。



重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観

⇒これらの**数**や**面積等**も考慮し、調査を実施する必要がある。

- **庁内、行政内における詳細な連携体制**

⇒景観形成を推進していく制度が存在しても、それらを正常に**運用していく体制**が整備されているのか調査していく必要がある。

ご清聴ありがとうございました